 **犬・猫を飼うときのルールやマナーを守りましょう**

**犬を飼うときのルール**

- ① 放し飼いはしない
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

**犬の飼い主さん 散歩時のルールを守りましょう**

- ・犬のふんは持ち帰りましょう
- ・ふんを持ち帰るための道具等を持って出掛けましょう
- ・リードを必ず付けましょう

**犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら 110 番！**

**猫を飼われている方へ**

- ・屋内飼育をしましょう。
- 屋内で飼うことで、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかける心配ありません。
- ・不妊去勢手術をおこないましゅう。
- 繁殖を望まない場合や生まれてくる命に責任を持ってないのであれば、不幸な猫の繁殖を防いでください。
- ・飼い主は、責任を持って終生飼育をしましょう。
- 飼っている動物を捨てることは犯罪です。

**野良猫にエサやりをしている方へ**

- ・無責任なエサやりは止めてください。
- ・地域の住民は、猫のふんや尿等で迷惑しています。
- ・エサやりをする時には、ご近所の理解が必要です。
- ご近所の方々の理解のうえ、猫の世話をしましょう。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

**【家電を正しくリサイクルしましょう】**


家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）を処分するには、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

■買い換えの場合  
買い換えするお店に依頼してください。

■処分するだけの場合  
その製品を購入したお店に依頼してください。電器店での処分は、購入した店舗以外でも依頼可能です。

または、郵便局でリサイクル料金を支払い、領収印の押されたリサイクル券を持参して宮古島市クリーンセンターへ自己搬入してください。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

 **墓地建設について**

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作るとは違法です！


（市に相談・申請・許可が必要です。）

平成 26 年 3 月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されております。お墓を建てる際には、申請の 60 日前までに一度ご来庁いただき、事前に相談してください。（同条例施行規則第 3 条）

～墓地建設許可の大まかな流れ～

- ①市役所へ事前相談（申請の 60 日前まで）
- ②申請  
お墓を建てたい場所の近隣住民や自治会への周知、説明、意見聴取（申請者が実施）を踏まえて申請。
- ③審査  
市条例、内部規定に基づいて設置場所等が基準を満たすか否かの審査。
- ④審査結果  
「許可」、「不許可」を判断します。申請内容によっては基準を満たさない場合、「不許可」になることもあります。
- ⑤墓地建設工事  
許可をされた場合、墓地建設現場に「墓地建設の工期」、「計画者の氏名・住所」、「業者の氏名・住所」が記載された標識を設置する。
- ⑥工事完了  
工事終了後は、完了届の提出。  
※お墓の建設に関してはまず相談を！

問 環境保全課 ☎ 79-5283

 **不法投棄禁止について**

**ごみの不法投棄は犯罪です**

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により 5 年以下の懲役・1 千万円以下（法人は 3 億円以下）の罰則が科せられます。


※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄をされない環境づくりをすることも大切です。

ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません（廃掃法第 5 条「清掃の保持」による）。不法投棄防止にご協力ください。

問 環境保全課 ☎ 79-5283


 **家具などの再利用について**

使える家具等に処理券を張って捨てていませんか。もっていないという品物がありましたら、粗大ゴミ処理券にリサイクルの「リ」の字をマジックで書いて粗大ごみの日に出してください。

ごみ収集車で回収しプラザ棟で検品後に展示し、譲渡されまします。



ごみ減量とリサイクル資源の活用を促進する  
クリーンセンタープラザ棟 ☎ 79-7810


 **違法な家庭ごみ回収業者を利用しないでください**

引越し・清掃・遺品整理などで、一度に出た多量の家庭ごみを、依頼を受けて収集運搬するには、宮古島市の「一般廃棄物収集運搬許可」が必要となります。無許可の事業者による廃棄物の収集運搬は違法ですので利用しないでください。

違法な回収を行った無許可業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条により、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれが併科されます。

引越し・清掃・遺品整理などで出た多量の家庭ごみについて収集運搬の依頼をする場合は、市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して下さい。


問 衛生施設課 ☎ 75-5339

 **資源ゴミの持ち去り行為について**

家庭のゴミ置き場に出された空き缶・ビンなどの資源ゴミの持ち去りはおこなわないでください。

市が回収する家庭ゴミを宮古島市の委託収集業者以外が収集運搬することは、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 5 条により禁止されております。

問 衛生施設課 ☎ 75-5339


 **難病患者・不妊治療等に係る渡航費等の一部助成について**

令和 5 年度「難病患者等に係る渡航費等の一部助成金」並びに「不妊治療等に係る渡航費等の一部助成金」について、申請締め切りを令和 6 年 3 月 29 日（金）とします。年度末は窓口が混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。

■対象者  
宮古島市以外での治療を余儀なくされている方で、悪性新生物（がん）・指定難病・小児慢性・特定疾患・新型コロナウイルス感染症・難治性てんかん・不妊治療・妊産婦（健診・出産）・不育症の治療で渡航される方

※ただし診療日から 6 ヶ月以内・助成回数制限内のものに限りまします。郵送での申請も受け付けておりますので、詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

問 健康増進課 ☎ 73-1978


 **リスクに備え安心・安定の農業経営のため園芸施設共済に加入しましょう**

「園芸施設共済」は、自然災害等で被害を受けた時、補償する国の制度です。

補償内容選択による掛金割引プランも充実しています。

- 対象施設：パイハウス、鉄骨ハウス等の園芸施設
- 対象となる災害：台風、竜巻、水害等
- 責任期間：毎月 5 日、15 日、25 日から 1 年間

問 沖縄県農業共済組合宮古支所 ☎ 72-4724

 **宮古島市畜産物出荷奨励補助金について！**

- ・申請時に、「と畜証明書」を添えて提出
- ・初回申請時には「出荷計画書」を記入。

- 対象者  
牛、豚、山羊を、と畜する者（牛については宮古食肉センターの定める一般牛と子牛のみ）
- 申請対象  
令和 6 年 3 月 29 日までにと畜した実績を申請。  
※必要書類：と畜した実績が記載されている「と畜証明書」
- 申請期限  
令和 6 年 3 月 29 日まで  
※予算がなくなり次第受付終了します。  
※と畜及び申請書類が揃い次第早めに申請してください。
- 受付場所  
宮古島市役所農林水産部畜産課  
（総合庁舎 3 階）☎ 79-7814
- 交付条件

- ① 宮古島市に住所を有する生産者であること
- ② 宮古島市で生産される畜産物であること
- ③ 宮古島市の公的義務（市税、負担金、使用料等の納付）の滞納がないこと

問 畜産課 ☎ 79-7814